者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定の例によるものとする。）を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であって、その卒業後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了後）建築実務の経験を四年以上有する者

四～十五　（略）

（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部改正）

第七条　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成二十五年国土交通省告示第七百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施に係る義務） **第七条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならない。 一　建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。 イ　（略） ロ　学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、正規の建築学又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。ハにおいて同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者	（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施に係る義務） **第七条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならない。 一　建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。 イ　（略） ロ　学校教育法による短期大学において、正規の建築学又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
ハ　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（ロに掲げる者を除く。） ニ～ト　（略） 二～十三　（略）	ハ　ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者 ニ～ト　（略） 二～十三　（略）

（建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件の一部改正）

第八条　建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第七百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。第二第二号、第三第二号及び第四第二号において「三年短期大学等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者 三　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第二第三号、第三第三号及び第四第三号において単に「短期大学」という。）又は高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者	第一　登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者 三　前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者